|                                       | ソフトバンクBB株式会社  |
|---------------------------------------|---|
| 意見提出者                                 | ソフトバンクテレコム株式会社  |
|                                       | ソフトバンクモバイル株式会社  |
|                                       |   |
| 1. 項目                                 | 映像コンテンツの流通を促進するための制度緩和  |
| 2. 既存の制度・規制でにてこれこれこれの・状況              | 光の道が実現することにより、映像コンテンツの利用(視聴、配信等)が促進されると考えられる。しかし、絵画の所有権は自分が持っていても、著作権は絵画を描いた人が持っている場合があり、その絵画を撮影し、インターネットで配信してしまうと公衆送信権の侵害になってしまう可能性がある等、ICTを利活用した映像コンテンツの利用には、権利処理が煩雑となるため、映像コンテンツ流通促進の妨げとなっている。   |
|                                       | (例) 人物が写っている動画コンテンツ (映画除く) を営利目的で運営されているサイトに投稿するために必要な権利処理:   |
|                                       | 尚、公表された著作物は引用して利用することができる(著作権法第32条)が、引用可能な範囲が明確でないため、利用促進を制限する要因となっている。また、著作権法第38条で、「公表された著作物は非営利・無料・無報酬の条件を満たした場合、著作権者に許諾を得ることなく上演や演奏(同第22条)、上映(同第22条の2)、口述(同第24条)することができる」とあるが、「公衆送信(同第23条)や複製(同第22条)」については認められておらず、著作者の許諾を得る必要がある。他にも、「美術の著作物の所有者はその原作品により公に展示することができ(同第45条)、当該行為については著作者が公表の同意をしたものと推定される(同第18条2項)」旨規定されているが、これは「所有者が自己の所有物の展示にあたり、その都度著作権者の許諾を得なければならないとすると、大幅に所有権が制限される結果となるため、調整規定が設けられて」(出典:実務者のための著作権ハンドブック第6版)いるものである。しかし、公衆送信(同第23条)について同様の規定がないため、ICTを用いて自己所有の美術の著作物コンテンツを公表する際には、やはり著作権者の許諾を得る必要がある。 |
| 3. I C T 利<br>活用を阻害<br>する制度・<br>規制等の根 | 著作権法第 18 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 24 条、<br>第 25 条、第 28 条、第 32 条、第 38 条、第 45 条   |

4. ICT利 音楽の著作物のように、映像コンテンツについても一括で権利処理できる 活用を阻害 非営利団体を設立し、複数にまたがる映像コンテンツの権利処理の一元化 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案

する制度・ を図る。 また、映像についても引用できる範囲(著作権法 32 条)をガイ 規制等の見 ドライン化し、明確にすることで利用促進を図る。